

平成20年8月11日

環境大臣
齊藤 鉄夫 殿

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会

会長 宮田 温巳

399-9301 長野県北安曇郡白馬村北城 11020

「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」に関する要請

私どもは、北アルプス広域連合がすすめる、白馬村飯森地区を候補地とする「ごみ処理施設建設計画」の「白紙撤回」を求めている住民団体です。

平成19年11月22日、私どもが取り組んだ白紙撤回署名は白馬村民の51.2%に達し、私どもは、その署名簿を北アルプス広域連合長並びに白馬村長へ提出し、白紙撤回の実現を求め続けています。

〔要請要旨〕

「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」の原案は、平成18年度に策定されています。

平成18年4月7日に、北アルプス広域連合は日本技術(株)と「循環型社会形成推進地域計画策定業務」の委託契約を行い、その委託料は284万円でした。

日本技術(株)は、平成19年3月30日に「循環型社会形成推進地域計画策定業務」の完了届けを北アルプス広域連合提出しています。

その完了届けには、「毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、県・国等と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しも行ないます」と、記載されています。しかし、原案はもとよりその業務の結果については、平成19年2月23日に新聞報道で建設計画の一部を知って以来実に1年半、本日に至るまで一切住民に公表されていません。

この計画は、連合が地域の実情に疎いコンサルタント・日本技術(株)に丸投げしたものです。実際、それ自体が問題なのですが、それ以上に問題なのは、北アルプス広域連合のこの点での徹底した情報の非開示です。

これ一つをとっても、広域連合が住民に対する説明責任を果たしていないこ

とは明白です。その他、当初用地選定過程での委員会の意思決定過程を示す選定委員会の開示可能な正式の議事録さえ存在しなかった問題があります。この点からも私どもは、本建設計画には大義がないと考えています。私どもは、そのような機関が推進する循環型社会形成推進地域計画に対し、国が交付金を支出することは、それ自体不当な支出だと考えます。

以上の状況を踏まえ、私どもは齊藤鉄夫環境大臣に、いずれ広域連合から提出される交付金の申請書を鵜呑みにしないで、広域連合が進める建設計画の実態を十分に調査した上で交付金の支出の是非を決定するよう要請いたします。

* 添付文書①「大北地域・循環型社会形成推進地域計画について」と、添付文書②「建設計画の正当性を問う」(第1部)・(第2部)をご参照ください。

以上のような私どもの要請に対して、環境省としてどのように対応なさるおつもりなのか、2週間を目途に回答くださるようお願いいたします。

(付記)

7月16日に、ほぼ1年ぶりに開かれた広域連合による13会場での2巡目の住民説明会が終わりました。参加者の延べ人数は、全有権者数のほぼ1割の670名です。その説明会直後の18日、広域連合は添付文書③を付した「説明会資料」を村内全戸に配布しました。住民説明会に参加した住民の多くが承知していることですが、「説明会資料」には事実と異なる記載や、誤った資料が掲載されています。“住民の理解を得て計画を進める”との北アルプス広域連合の姿勢はポーズだけで、何が何でもゴミ処理施設広域化計画に沿って「候補地飯森」で貫き通そうとの姿勢には、循環型社会形成への理念は微塵も感じられません。ご理解を深めていただきたく、ごく最近の状況を付記致しました。

(連絡協議会への参加団体)

元気な白馬村をつくる会/ゴミ処理施設を考える名鉄の会/白馬山麓アウトドアスポーツ協議会/白馬エコネット/白馬皆援隊ゴミ焼却ゼロの会/グリーンスポーツの森愛好会/白馬自然環境を守る会/まちづくり白馬友の会/白馬邑あいがも農法研究会/白馬新ゴミ施設を考える会/白馬「ゴミ」ネットワーク/白馬村民フォーラム/メルヴェール白馬管理組合・新ゴミ処理施設を考える会/白馬の将来を考える外国人村民の会 Foreign Commerce Group/どんぐり・新ゴミ処理施設を考える会/北アルプス民主商工会白馬・小谷支部/新婦人の会白馬班/白馬大橋からの景観をまもる会/わらびの会 *順不同

添付文書①

「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」について

(はじめに)

■『循環型社会形成推進計画』は、実施する事業に対して、国から交付される交付金の申請に必須の書類ですが、住民説明会自体もこの地域計画に則るのが筋だと理解しています。

■『大北地域・循環型社会形成推進地域計画』は、すべての住民に情報公開し、地域住民の参加と協力を得て、行政と住民が協働して計画づくりをすすめるべきものと理解していますが、7月16日に終了した2巡目の説明会でも公表されませんでした。

■北アルプス広域連合のホームページにも『大北地域・循環型社会形成推進地域計画』は公開されていません。

■『大北地域・循環型社会形成推進計画』の原案は、平成18年度に北アルプス広域連合で作成されましたが、「正式な計画は、循環型社会形成推進交付金の申請前に、施設の建設地、ごみ処理の実績等を明記し、国・県と協議を行ない策定される。」との回答が公開質問にありました。

(『大北地域・循環型社会形成推進地域計画』の存在が判明した経緯など)

1、平成19年5月1日 北アルプス広域連合に、当会調査研究部上田誠が住民監査請求を行ないました。

平成19年6月30日 住民監査請求の監査結果報告書が出ました。そこから明らかになったことは以下のとおりです。

(1) 住民監査請求の主眼は、ごみ処理建設用地・選定支援業務の委託契約が、コンサル業者に、294万円もの税金を使っての、丸投げの委託業務を指摘し問いただすものであったが、公文書公開によりコンサルタント業者との様々な契約内容が明らかになりました。

(2) ごみ処理建設用地選定支援業務の委託契約の他に、ごみ処理施設・基本計画等策定業務も同じコンサルタント業者に、289万円で委託業務契約をしていたことなどが判明しました。

また、同じコンサルタント業者に、298万円の税金を使い、循環型社会形成推進・地域計画をも委託業務契約をしていたことが明らかになりました。

2、『大北地域・循環型社会形成推進地域計画』は、平成18年4月7日、循環

型社会形成推進地域計画策定業務をコンサルタント業者に委託業務契約しています。

参考までに、ごみ処理関連の委託業務全てに触れます。

- (0) ごみ処理広域化基本構想 策定業務
- (1) ごみ処理 広域化基本計画 策定業務
- (2) ごみ処理 建設用地選定支援 業務
- (3) ごみ処理 施設基本計画等 策定業務
- (4) 大北地域 循環型社会 形成推進地域計画 策定業務

あわせて、5つ全てが日本技術開発(株)への委託業務です。

なお、上記0、1項はプロポーザル方式で日技を審査、選定をしたあと日技のみから見積書を提出させたあとで随意契約をした。

3、平成 19 年 3 月 30 日、日本技術開発(株)は『大北地域・循環型社会形成推進地域計画』の業務完了届を北アルプス広域連合長に提出しています。

この業務完了したものが、北アルプス広域連合の、『大北地域・循環型社会形成推進地域計画』の原案であります。

ところが、コンサルタント業者が作った原案は実情を偽装しています。事実を誤って伝える書類作り、不当・不正な受託費請求は認めがたく、受け取りをやめさせねばなりません。

特筆すべき内容は以下の通りです。いずれも内容を正しく伝えていません。

- (1)「…大町市の環境プラントは昭和 63 年 4 月に稼働を開始し 18 年以上経過しており老朽化が進んでいます。」
- (2)「…白馬村山麓環境施設組合清掃センターは昭和 60 年 4 月に稼働を開始し、21 年以上経過しており老朽化が進んでいます。」
- (3)「そこで大北地域は、各々の施設の建て替え時期が近いこと、…」

内容を正しく伝えていない証拠は以下のものです。

いずれの現有施設も、建て替えの時期がきたものではありません。特に白馬村にある施設は計画的に施設の補修を行えば、もっと長期にわたり稼働が可能な状態です。

・平成 20 年 7 月 11 日の名鉄の説明会で、大町市の荒井民生部長が「大町市の環境プラントの焼却炉は H22 年が寿命、限界ではない。H12 年から大町も白馬山麓環境施設組合の焼却炉改修以上の大改修をしている。まだ十分に使える状況である。H22 年を限度として移転することに努力するという地元住民との合意約束で H22 年を考えているのであり、寿命がきたのではないことをはっきりと言っておきたい。」

・白馬村山麓環境施設組合清掃センター。「平成12年にダイオキシン類対策で炉の改修を実施し、その後15年間稼働させる方針で、計画的に施設の補修を行いながら運転してきました。」(平成19年 広域連合が白馬村民に全戸配布した「ごみ処理施設候補地に係る住民説明会・主な質問に対する広域連合の考え方Q&A」より)

4、平成19年6月30日の監査結果報告の結びで、監査委員諸氏は、次の3点を、北アルプス広域連合長に要望しています。しかし、『大北地域・循環型社会形成推進地域計画』が公開されることはありませんでした。

(1) 透明性の確保

(2) 地域住民に対してわかりやすい内容の情報公開を心がける必要がある。

(3) ごみ処理建設をすすめるにあたっては、地域住民の理解と協力がなによりも重要であることから、疑念を抱かせることのないように誠実に対応されたい。

5、平成19年10月1日 当会調査研究部上田誠が、牛越徹・北アルプス広域連合長に公開質問状を提出し、平成19年10月30日公開質問状の回答受け取りました。その中で、『大北地域・循環型社会形成推進地域計画』についてや、環境省への交付金の申請の書類のとりくみ状況等について問いました。

北アルプス広域連合長は、以下のように回答しています。

(1) 「『循環型社会形成推進・地域計画』は、対象地域・計画期間等の基本的事項、廃棄物処理の現状と目標、処理施設等の整備計画などを記載いたします」

(2) 「『ごみ処理広域化基本計画』ならびに『ごみ処理施設基本計画』に基づき、定められた様式に整理されます」

(3) 「従いまして、様式は異なりますが、その内容は、公表しております『ごみ処理広域基本計画』及び『ごみ処理施設基本計画』と同様の内容であります。」と回答しています。

(4) 「白馬村飯森地区をごみ処理施設建設の最有力候補地として、住民の皆様からご理をいただけるよう努めておりますが、現段階では同意をいただくまでに至っておらず、交付金申請も出来ない状況であり…。」

(5) 「地域計画も未決定のままで、あらためて公表いたしませんでした。地域計画が決定の際には、公表するとともに環境省ホームページにて公開されることとなります。」

*詳細は当会ホームページ「活動内容」の「調査報告等」2007/09/23(日)2007/10/1(月)の記事をご参照下さい。<http://www.hakuba-kaeru.com/>

添付文書②

平成19年9月7日

建設計画の正当性を問う（第1部）

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会
（会長 宮田温巳）

拝啓 正副連合長 殿

広域連合が進めてきた新ごみ処理施設建設計画めぐり問題は、混迷を極めていきます。私どもは、当初から建設計画に反対の立場をとってきました。しかし、残念なことに私どもがなぜ反対なのか、連合の関係者および住民に十分理解されているとは言いがたいのが現状です。そこで、選定委員会の議事録とその復命書を中心として、用地選定過程の正当性を検証しました。それが添付した「用地選定過程を検証する」です。

「疑問点ないしは問題点」は全部で41項目に及びます。ここではそれを集約して下記の5項目にまとめてあります。それは、本計画の実施に正当性がないことを集約的に主張するものです。私どもは、検証文を基に本計画の白紙撤回ないしは一時凍結を強く主張するものです。それに対して、連合が賢明に対応してくださることを期待してやみません。なお、この検証文を多くの人に知ってもらうために、ごみ連協およびその他のホーム・ページに掲載いたしますのであらかじめご承知おきください。

敬具

記

1) 当初から破綻している計画：

本建設計画はごみ処理の広域化が大きな眼目です。しかしながら、計画が3市村の住民の共通の関心事となったことはありません。大町市および小谷村の住民にとってはいまや他人事です。実際、説明会の開催はおろか、説明書も2市村の住民には今日（平成19年9月現在）に至るまで配布されていません。また小谷村の小林村長は、説明会にほぼ毎回出席されていましたが、自ら発言されたことはありません。小林村長にとっても、ゴミ問題は今や他人事です。これ

では広域化を謳う本計画が当初から破綻していると考えざるを得ません（本論13ページ参照）。本建設計画の正当性が疑われるゆえんです。

（注）平成19年8月28日の北アルプス広域連合議会で、太田欣一議員は、「説明会は白馬のみならず大北全体の問題でもある。大町でも説明会や公報を行なう必要がある」という趣旨の発言をしています。それに対し連合長は、「そのとおりだ。今は市民から声がないが、求めがあれば積極的にやりたい」という趣旨のことばで応じています。「求めがあれば」とする留保は、求めがなければやらないという意味です。本音はやる気がないのです。

2) 密室政治の典型：

本建設計画を進めるのに当たって連合が犯した最大の誤りは、用地選定過程および選定の意思決定過程の非開示です。それを成文化したのが運営規程です（本論1～2ページ参照）。それは、憲法が保障する住民の知る権利を無視し、民主主義の要諦たる公共性と透明性というルールを無視したはなはだ乱暴な手法です。それは住民の自由な意思決定権を否定するものです。自由な意思決定権は選挙によって選ばれた首長と住民の契約に由来するものです。密室政治はその契約を一方的に破棄するのと同じです。

問題なのは、その規程の策定に参加しなかったとされる選定委員の恐るべき自治意識の欠如です。主役は事務局であって、選定委員会は言うに及ばず広域連合議会や3市村の議会は、通過儀礼のためのいわば形式に過ぎませんでした（本論7～8ページ参照）。こうした事例は、この国の大方の政治家には、政治に対する理想や哲学がないことを示していると考えます。

戦後62年、未だにこうした手法がまかり通っていることに、この国の政治に対して深い絶望感さえ抱きます。連合は、非開示の理由として、「無用な混乱を起こさないため」を錦の御旗にして今日までそれを主張し続けていますが、事態はまったく逆です。反対運動の大きな理由の一つは、選定過程の不透明性と情報の非開示にあったことはいままさら論議の余地がありません。これ一つをとっても本建設計画には、正当性がありません。

ついでながら、選定委員会が最終候補地と決定した平成19年2月15日の夜に、飯森では関係者を集めてのオフレコ（内密）の「説明会」が行われました。これでは、選定過程と意思決定過程の透明性などクソ食らえ、です。密室政治の典型です（本論10ページ参照）。

3) 選定過程と意思決定過程の不透明性：

私どもはこの検証作業によって、選定過程と意思決定過程の不透明性が十分証明されたと考えます。その一つは、議事録と白馬村の復命書の間にもあまりにも多くの矛盾点があることです（とりわけ第1回の議事録と復命書の内容上の乖離を見よ）。実際、議事録か復命書のどちらかが虚偽の記載をしているとしか考えられないところはいくつもあります。さらに、第1回の選定委員会の会議〔平成18年5月30日〕と第2回の会議〔9月5日〕の間にはほぼ3ヶ月の空白期間があります。連合の説明にもかかわらず不可解な展開です。こうしたことは、建設計画そのものの正当性を疑わせるのに十分なものです（本論5ページ参照）。

4) 選定の二重基準：

今回の選定には二つの基準があります。表の基準と裏の基準です。表の基準は用地選定委員会の基準です。裏の基準は各市村のトップレベルの関係者が参加する「ごみ処理広域化打ち合わせ会」です。用地選定に決定打を放ったのはこの会です。飯森地区に最終決定した表の基準は、平成19年の2月15日の用地選定委員会の決定ですが、裏の基準は、平成18年の10月20日の3市村の首長、助役など行政の最高幹部が集って行なわれた「打ち合わせ会」での決定です。まるで沖縄返還に伴う「密約」が存在したのと同じです。選定過程と意思決定過程が不透明なのも当たり前だったと言えます。本計画の正当性はこれだけで十分損なわれています。なお、この問題については本論の主要テーマではありませんので詳述してありません。いずれ稿を改めて論じます。

5) 一貫性のない説明：

説明に一貫性がありません。一例をあげれば、第5回の議事録（本論7ページ参照）によれば、活断層について「…何メートル離せばよいのかという基準はありません」と明言していますが、最近では建設案の50メートルで安全だとする説明に変わっています。いつの間にか何メートルなら安全という説明に変わったのです。その根拠のひとつとして地層の違うカリフォルニアのしかも年代不詳の法律を持ち出して、15メートルでも安全という資料があることを強調しています。要するに説明に一貫性がないのです。これまた本計画の正当性を疑わせるものです。

以上のように正当性それ自体が疑われる本建設計画は、一刻も早く白紙撤回ないしは一時凍結にすべきものと考えます。

平成19年9月13日

建設計画の正当性を問う（第2部）

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会
（会長 宮田温巳）

第1部では、選定委員会の議事録と復命書を分析することで、建設計画そのものの正当性に疑問を呈しました。私どもは、その正当性を損なういくつかの「事件」が、第1部で提出した問題以外にも存在することを発見しております。それは公式の議事録では知りえない「事件」といってよいでしょう。そこで、第2部では、建設計画を歪めてきた生々しい問題を取り上げ分析いたします。

「生々しい問題」は、概ね下記6項目に及びます。これら6項目については問題の所在を下記に概説します。その上で本論では「2～4」に特化して詳述したいと思います。

それは、本計画の実施に正当性がないことを集約的に主張するものです。私どもは、第1部の検証文とあわせて本計画の白紙撤回ないしは一時凍結をもとめます。

記

1. 検討委員会は用地選定にいっさい関わっていない。

広域連合は、随所で「検討委員会で選定方法・選定項目を審議し、その結果を受けて候補地11カ所の選定を行った」と説明し、さも「検討委員会」が用地選定に関わったような印象を与えていますが、「検討委員会」の議事録から、その事に全く関わっていない事は明らかですし、委員長の信州大学・松岡英子教授からも「選定は行っていない」とのお手紙を頂いています。

2. 公募委員を含む用地選定委員会が決まっていた。

18年度予算で決定(2/21)した「ごみ処理施設用地選定委員会」の委員報酬：計78万8千円（公募委員2名、関係団体2名、学識経験者2名 議会関係〈大町、白馬、小谷〉3名）が、5月26日の連合議会特別委員会ですりかえた説明を行ない、行政だけの委員会に変更された。

行政側はごみ処理広域化特別委員会の説明で「委員を変更する」とは一言も言わず、下記議事録のように説明し承認活動は行なわれなかったが発効した。

この説明の方法は5月1日の「打合せ会議」で決めた。

※5月26日 広域連合議会議事録（抜粋）

「…民間代表者等から成ります『ごみ処理広域化基本計画検討委員会』において、用地の選定方法・選定項目等についてご協議いただき、一次選定が終了しております。その結果につきましては、議会ごみ処理特別委員会におきましても、ご報告させていただき、ご了解いただいておりますことから、今後はこの方法・項目により選定を進めることとしております。進めるにあたりましては、他地区におきましては、住民代表や第三者機関の方による委員会を設け検討がされている向きもございますが、連合といたしましては、市村の状況は市村役場関係者が一番内容・事情を把握されていることから、関係市村助役・担当課長・担当係長から成る用地選定委員会により二次・三次選定と進めることとしております。」

※上記の“1次選定”とは、“1次調査”を指す事が分かっている

※「ごみ処理施設用地選定委員会」は5月30日に設置（第1回会議）

3. 未公表会議「ごみ処理広域化打合せ会議」が発覚！（H18.5.1）

2の原因を作ったのがこの会議。議会への説明内容をことこまかに確認し、そのとおりに説明して広域議会を素通りさせた。行政のみで「用地選定委員会」の設置要綱を作った。

検討委員会の提言を無視し、オープンでない組織を作ったのは何故か？

4. 未公表会議「ごみ処理広域化打合せ会議」（H18.10.20）

平成18年10月20日に、最終候補地「飯森」が決まっていた事を示す資料が判明した。中継基地の要らない場所が重視され、飯森が事実上最終候補地になった。

5. 候補地は広域連合の行政側の独断専行で秘密裏に決定された。

候補地は広域連合の行政側だけで独断専行で秘密裏に決定された。広域議会では検討はおろか、新聞報道まで知らされなかった。新聞報道後の2.23の「ごみ処理広域化特別委員会」では報告されただけで、採決による承認活動は行われなかった。

6. 公式決定に先んじて飯森地区有力者に説明されていた。

連合議会に報告される前の2月15日、地元飯森区の役員等を対象に説明会が行われた。

※正式な住民説明会が行われたのは同月26日

添付文書③

北ア広20ご第10号

平成20年7月18日

白馬村民各位

北アルプス広域連合

広域連合長 牛越 徹

ごみ処理施設建設候補地に係る地区説明会資料の送付について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当広域連合事業の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北アルプス広域連合では、6月25日を皮切りに標記説明会を開催してまいりました。お忙しい中を大勢の皆様からご出席を賜りありがとうございました。

いただきましたご意見やご要望につきましては、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

また、今回の説明会にご都合で出席いただけなかった方もおりますので、出席された方には重複しますが、説明会の資料を白馬村全世帯に配布することといたしました。

どうぞ参考にされまして、ご理解とご協力をお願いいたします。



北アルプス広域連合

北アルプス広域連合 総務課ごみ処理広域化推進係

〒398-0002 長野県大町市大町1058番地33(大北福祉会館内)

TEL: 0261-22-6764(代表) FAX: 0261-22-7011

E-mail: kitaalps@kita-alps.omachi.nagano.jp